議案第１４８号

久喜・白岡休日夜間急患診療所条例の一部を改正する条例

久喜・白岡休日夜間急患診療所条例(平成22年久喜市条例第146号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

久喜市休日夜間急患診療所条例

第2条の表中「久喜・白岡休日夜間急患診療所」を「久喜市休日夜間急患診療所」に改める。

第3条を削り、第4条を第3条とする。

第5条中「関係市の医師により構成する医師会」を「一般社団法人久喜市医師会」に、「久喜市長(以下「市長」という。)」を「市長」に改め、同条を第4条とし、第6条から第8条までを1条ずつ繰り上げる。

第9条中「第11条」を「第10条」に、「久喜・白岡休日夜間急患診療所運営委員会」を「久喜市休日夜間急患診療所運営委員会」に改め、同条を第8条とし、第10条から第12条までを1条ずつ繰り上げる。

第13条各号列記以外の部分中「8人」を「9人」に改め、同条各号を次のように改める。

(1)　公募による市民

(2)　医師会の医師

(3)　久喜白岡薬剤師会の薬剤師

(4)　埼玉県幸手保健所の職員

(5)　管理者

第13条を第12条とし、第14条から第21条までを1条ずつ繰り上げる。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この条例の施行前に改正前の久喜・白岡休日夜間急患診療所条例第3条第2項の規定により支払われた診療所の管理及び運営に要する経費の負担については、なお従前の例による。

3　改正後の第9条、第17条及び第18条の規定は、施行日以後に診療所において受けた診療について適用し、同日前の診療所において受けた診療については、なお従前の例による。

平成２８年１１月２８日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

提案理由

　平成28年度末をもって、久喜・白岡休日夜間急患診療所の管理及び運営から、白岡市が脱退することに伴い、この案を提出するものであります。